

提出書類一覧表

[産業廃棄物収集運搬業]

(申請者

)

提出書類	様式	チェック欄
1. 申請書 (第1面、第2面、第3面)	施行規則様式第6号	
2. 事業計画の概要を記載した書類	施行規則様式第6号の2(第1面)	
・収集運搬業務の具体的な計画	施行規則様式第6号の2(第4面)	
・環境保全措置の概要	施行規則様式第6号の2(第5面)	
3. 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図		/
①事業の用に供する運搬車両、運搬船、運搬容器その他の運搬施設の概要	施行規則様式第6号の2(第2面)	
②積替施設又は保管施設の概要	施行規則様式第6号の2(第3面)	
③事業の用に供する運搬車両の車検証、運搬船の船舶検査証及び重機等の検査証の写し (申請日において、有効期限が満了していないこと)	*****	
④事業の用に供する運搬車両及び重機等の姿写真	施行規則様式第6号の2(第6面)	
⑤事業の用に供する運搬容器等の姿写真	施行規則様式第6号の2(第7面)	
⑥事業の用に供する運搬車等の車庫の位置図、概要図及び写真	*****	
4. 申請者が3に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合は、使用する権原を有すること)を証する書類	*****	
5. 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類 (例: 産業廃棄物の収集又は運搬に関する講習を修了した者であれば、その修了証の写し)	*****	
6. 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	施行規則様式第6号の2(第8面)	
7. 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (確定申告書の写し及び納税証明書)	*****	
8. 申請者が個人である場合には、資産に関する調書	施行規則様式第6号の2(第9面)	
・直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (確定申告書の写し及び納税証明書)	*****	
9. 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び商業登記簿の登記事項証明書	*****	
10. 申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	*****	
11. 申請者が法第14条第5第2号に該当しない旨を記載した書類	施行規則様式第6号の2(第10面)	
12. 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	*****	
13. 申請者が法人である場合には、役員住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	*****	
14. 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書若しくは商業登記簿の登記事項証明書	*****	
15. 申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	*****	
16. 優良認定に係る書類一式(希望者)	一覧表(優良)	

提出書類一覧表（優良認定に係るもの）

提出書類		様式	チェック欄
優良認定に係る書類	1. 従前の許可の有効期間において特定不利益処分を受けていないことを誓約する書類	優良様式第1号	
	2. 環境省令で定める事項を当該許可の更新の申請の日前6月間（優良認定を受けている者である場合は、従前の許可を受けた日から当該申請の日までの間）、インターネットを利用する方法により、公表し、かつ環境省令で定める期間ごとに更新していることを証する書類	優良様式第2号 優良様式第3号 優良様式第4号	
	3. ISO14001 又はエコアクション 21 等の認証を受けていることを証する書類	*****	
	4. 電子マニフェストの利用が可能であることを証する書類	*****	
	5. 法人税等（法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税、社会保険料並びに労働保険料）を滞納していないことを証する書類	*****	

注意事項

- (1) 不動産の登記事項証明書、法人の登記事項証明書、住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書並びに納税証明書等の公の機関が発行する証明書等については、申請時において3か月以内に発行された原本（副本については複写で可。）を添付すること。
- (2) 用紙の大きさは、図面等を除き、日本工業規格A列4番とすること。
- (3) 一部の添付書類については、提出の省略又は原本の提出の省略が可能です。当該制度を利用する場合は、添付書類省略申立書（更新・変更許可用）【別途様式】又は添付書類省略申立書（先行許可用）【別途様式】を添付すること。